

10. 連邦議会財政委員会のエネルギー、天然資源およびインフラ小委員会における「高速道路PPPの課税及び資金調達」に関する税制に関する共同委員会チーフ・スタッフのエドワード・クラインバードの証言 2008年7月24日（要約）

原典表題 Testimony of Edward D. Kleinbard, Chief Staff of the Joint Committee on Taxation at the hearing of the Subcommittee on Energy, Natural Resources, and Infrastructure of the Committee on Finance on "Tax and Financing Aspects of Highway Public-Private Partnerships" July 24, 2008

原典出所 www.house.gov/jct/x-62-08.pdf

翻訳 西川企画審議役

（冒頭省略）

税制上のPPPの性格

既設道路のPPPの当事者は、全体的な事業の関係を表すコンセッション契約を締結する。この契約は、税制上は公共の所有者から民間会社への3種類の別々の財産権の移転により構成されている。これらはすべて一括の現金の支払いと引き換えになされるものである。

- (1) 道路インフラ資産の「リース」
- (2) インフラ資産の下にある土地（用地権）のリース
- (3) 料金を徴収する事業権の付与

長い間に確立された課税の原則の下では、道路インフラ資産の「リース」は、税制上は、民間企業によるこれらの資産の一括取得と定義付けられるべきである。なぜならば、借入人は、これらの資産の所有権の便益と負担のすべてを、当該資産の残存寿命を大きくを超える期間にわたって取得したからである。対照的に、土地は、税制上は永久的な使用寿命を持っていると見なされるので、結果的に長期の土地のリースはリースと定義付けられる。

より具体的に言えば、当事者によって締結されたコンセッション契約の期間が、道路インフラ資産の経済的な寿命よりもずっと長いかがどうか、そのようなリースが、税制上資産の取得と定義されるかどうかを決定するための決定要件である。経済分析局は高速道路および街路の耐用寿命は45年であると見積もっているが、シカゴ・スカイウェイとインディアナ有料道路の契約はそれぞれ99年と75年である。契約における民間会社の責任は、当該期間における有料道路のすべての運営費、公共料金、維持費、および税金の支払、資本的改良の支出、損失のリスクの負担、および負債の支払のすべてを含んでいる。したがって、それぞれの取引の実態によって税制上の取扱が決定されるとしても、これらの契約は事業の売却および取得と見なされるケースが多い。そしてコンセッション契約はこの方法での税制上の取扱いを意図として作成されている。

民間会社は資産の所有者に対する税制上の優遇（特に減価償却費控除）を獲得することを期待している。同時に、公共部門の当事者はインフラ資産の支配権を放棄することと引き換えに受け取る価値の最大化を望んでいるので、民間会社が資産の税制上の所有者として取り扱われるように民間会社を支援する。これらの取引は、名目上はリースであるので、民間会社は、自分たちの資産が予

想される経済的寿命を明らかに超える期間にわたって資産を支配すること（すなわち取得であること）をより確実にすることを欲する。この結果、既存の2件の取引は75年と99年というコンセッション期間になった。

（途中省略）

以下要約

投資の回収方法—減価償却（Depreciation）と償却（Amortization）は以下のとおりである。

1. 有形資産の減価償却（Depreciation）

①道路インフラ資産（高速道路、橋等）：修正加速原価回収法（Modified Accelerated Cost Recovery System,以下MACRS）による15年、150%定率法¹による減価償却

但し、免税債によって調達された場合：20年の定額法による減価償却

②機械器具（コンピューター、トルブース、建物構築物、有料道路の運営に必要な有形資産）：5~7年の期間でのMACRSによる加速償却、および39年までの定額法による減価償却

2. 無形資産の償却（Amortization）

①無形の事業権（民間当事者による高速道路の利用者に対する料金徴収権、政府の許可、のれん代、事業権）：15年の定額法による償却

②土地に付属する権利（政府によって許可されたリース、鉱業権、放牧権、地役権）：権利の許可期間での償却

③土地のリースに割り当てられた前払い金：リース期間での償却

以上

¹ 第一年目における減価償却額を、定額法の場合の150%とし、以降その率を用いて減価償却していく方法である。